

平成23年度
官民連携主体による地域づくり推進事業 募集要領

平成23年5月30日
国土交通省国土計画局

1. 趣旨

経済のグローバル化の下、世界規模での地域間競争の中で、今後の地域の活性化施策においては、広域的に活動する各地域の民間企業等の活動を支えることが求められているところです。そうした施策を講ずるには、地域の活性化に関する従来型の行政支援策が抱える「官」の「縦割り」、「横割り」の制約や「民」の政策決定過程への関与の弱さを克服し、地域の「官」と「民」がそれぞれの異なる役割を補完し、互いに連携して地域固有の資源を活かしつつ、自発的に地域の活性化を進めることが必要です。そのためには、国と地方が目標を共有し、対等なパートナーシップの下で連携して地域の活性化を図れるよう、地域の官民からなる連携主体（「官民連携主体」）が、地域の特性及び状況変化に応じた「アイデア（知恵）」を戦略（地域戦略）として結実させ、その実現を促すための環境を整備することが必要となります。

以上のような背景から、「官民連携主体」が地域戦略の策定段階（シンク）から実施（ドゥ）に至るまで一貫して関与することができるようにするための国による支援制度の構築に向けて、**2. 事業に関する方針（2）応募主体**に示す要件を満たした「官民連携主体」のうち、**3. 選定に関する方針（2）選定基準**に基づき、そうした制度の構築を行う上で参考となると認められる「官民連携主体」の活動を支援し、その活動過程の分析から「官民連携主体」が組織として地域戦略の策定・実施を担っていくにあたり、どのようなガバナンスを備え、また「官民連携主体」の活動を国としてフォローしていく上ではどのような観点が重要になるか等を明らかにするとともに、「官民連携主体」に対する法的支援のあり方について調査することを目的としています。

2. 事業に関する方針

（1）事業内容

本事業は、「官民連携主体」が各地域の特性を活かした地域づくりのための戦略（以下「地域戦略」という。）の策定から実施までの諸活動を行う過程で、下記の事項を検証して頂くこととなります。

- ①「官民連携主体」創設に至るまでの合意形成の過程及び克服した課題等（合意できなかった事項については、その理由の分析も含む）。

- ②地域戦略を策定するにあたり定めた「官」と「民」とでの役割分担の方針及び調整が困難であった事項とその解決策（調整が失敗に終わった事項についての分析も含む）。
- ③地域戦略の実施にあたり、「官民連携主体」が組織として行うべき活動と位置付けた事項とその理由（各構成員の自発的な活動に委ねた事項との分別の基準を整理）。
- ④「官民連携主体」に加わらなかった地方公共団体及び国が、当該「官民連携主体」の活動を円滑化させるために措置すべき事項。
- ⑤①～④のほか、「官民連携主体」の活動過程で生じた課題。

（２）応募主体

以下の要件を満たした「官民連携主体」であることが条件です。

- ①複数の地方公共団体と民間団体^{*1}が構成員となっていること。

※1 構成員として都道府県を含まない場合、市町村が一つしか構成員となっていないものについては不可（構成員として含まれる民間団体の数を問わない）。

- ②応募締切時点までに設立済みのもの。

- ③下記について、明確に定款その他の構成員間の取り決めに定められていること^{*2}。

- ・代表者その他の構成員の名簿
- ・財源（構成員間における地域戦略推進にあたっての経費の分担方法）
- ・組織としての意思決定の方法
- ・事務処理及び会計処理の方法

※2 すべてが一つの定款その他の構成員間の取り決めに定められていなくても可。

- ④地域戦略の目的及び概要が明確にされていること。

- ⑤地域戦略の内容が一つの都道府県を超える範囲を対象としていること。

- ⑥構成員となっている民間団体が下記の欠格要件を満たしていないこと。

- ・その代表者^{*3}が、成年被後見人又は被補佐人である。
- ・その代表者^{*3}が、破産者で復権を得ていない者である。
- ・その代表者^{*3}が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
- ・その代表者^{*3}が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
- ・その代表者^{*3}が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の

規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。

- ・その代表者^{※3}及び従業員が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者である。

※3 代表者とは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいいます。

(3) 対象経費

イ. 本事業の契約は、4件程度、合計で4,000万円(税込)を上限とします。

ロ. 本事業で措置する経費は、以下のようなものを想定しています。

①地域戦略の策定に要する経費

例：地域戦略を策定するために開催する会議、マーケティングその他データ収集、専門家の意見聴取等に要する経費

②地域戦略の推進に要する経費

例：地域戦略のプロモーション活動(広告掲載、シンポジウム開催等)、地域戦略の円滑な実施のために必要となる人材育成のための経費

例：地域戦略の実現のために実施する地元産品や観光PRのための物産展などイベントへの出展に必要な賃貸料、リース料、アルバイト代、通信費等に要する経費

※再委託について

再委託については国土交通省国土計画局長の承諾が必要であり、金額にして本事業費の1/2を超えて再委託することはできません。

ハ. 以下のような経費は措置の対象とはなりません。

①地域戦略推進のために必要となる事業のうち、国又は地方公共団体により別途、補助金、委託費等が支給されている経費

②地方公共団体職員の人件費及び旅費

(4) 事業期間

単年度（平成24年2月29日まで）で終了することとします。

※ただし、本事業実施後、平成24年度以降も地域戦略を推進して頂くことが前提となります（3. 選定に関する方針（2）選定基準②参照）。

(5) 事業の成果

(4) 事業期間で示した事業の実施期間の終了日までに、本事業の実施結果をまとめた成果報告書（A4で30頁以上）及びその内容を収録した電子データを、それぞれ2部提出して頂きます。

なお、報告書は国土交通省のホームページ等で公開します。また、国土交通省の求めに応じて、成果を発表して頂くことがあります。

3. 選定に関する方針

(1) 選定方法

国は、2. 事業に関する方針（2）応募主体に示す要件を満たしている「官民連携主体」のうち、(2) 選定基準に定める基準により「官民連携主体」を評価するとともに、選定の公正及び公平を確保するために外部の有識者からなる「『新しい公共』・官民広域連携推進会議」（以下「推進会議」といいます）の意見を踏まえた上で、制度の構築を行う上で参考となると認められる「官民連携主体」を選定します。

※評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに、資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合には、評価の対象とならない場合があります。

(2) 選定基準

「官民連携主体」の選定にあたっては、制度の構築を行う上で参考となるものであるかどうか、以下の点を考慮し、総合的に評価を行います。

①策定しようとしている地域戦略の新規性及び先進性

地域戦略の目的が既存の国土計画等の目標と整合しており、その内容がこれまでにない新規性を有する施策であるかどうか、また地域戦略を推進することが対象地域の成長の起爆剤となるかどうか

②策定しようとしている地域戦略の継続性

地域戦略が一過性のものではなく、少なくとも5年以上の将来を見据えたものとなっているかどうか

③策定しようとしている地域戦略の「戦略性」

地域戦略を推進するに当たり、その推進すべき施策について順位付けがなされているかどうか

④策定しようとしている地域戦略の実現可能性

地域戦略が現実的に実現可能なものとなっているかどうか

⑤策定しようとしている地域戦略推進のための合意形成の明確性

地域戦略の策定・推進過程において、各構成員が平等に取り扱われ、かつ、構成員間に紛争が生じた場合に、それを解消するための手段が確保されているかどうか

⑥策定しようとしている地域戦略に係る役割分担の明確性

地域戦略の策定・推進に当たり、構成員間の役割分担が明確になっているかどうか

⑦策定しようとしている地域戦略の推進のための財源の明確性

構成員間の経費の負担割合が決まっているなど施策毎の財源が明確になっているかどうか

4. 提出書類

提出書類については、下記様式に事業の実施内容等が分かるよう、具体的かつ簡潔、明瞭に記入の上、提出して下さい。なお、①、②については、国土交通省国土計画局ホームページ (http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku_tk5_000082.html) より、ファイルをダウンロードして使用していただき、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

①様式1：応募用紙

②様式2：参考見積書（概算）

③「官民連携主体」の定款その他の構成員間の取り決めが定められたもの（なお、2. 事業に関する方針（2）応募主体③参照）

5. 応募期間

平成23年5月30日(月)～平成23年6月20日(月)17:00まで

6. 提出方法及び問い合わせ先

4. 提出書類は電子データをメール送信にて提出願います。提出形式は、①、②は excel 形式、③は任意です。

メール送信後、必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いします

＜提出先、確認先及び問い合わせ先＞

国土交通省国土計画局広域地方整備政策課

官民連携班 江原、山本、鈴木

TEL：(代表) 03-5253-8111 (内線) 29472

Mail：g_NRB_DSK@mlit.go.jp

- (※) 4. 提出書類の①～③の書類が5. 応募期間の締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんので、ご注意ください。
- (※) 締切日以降の提出書類の修正・差替は原則として受け付けませんので、ご注意ください。
- (※) 応募書類等は返却いたしませんので、ご注意ください。

7. 採択結果の通知

採択の結果は、3. 選定に関する方針(1) 選定方法で示した推進会議の審議結果を踏まえた後、7月頃、文書にて通知致します。